

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月5日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A系)発電機固定子巻線温度指示(現場盤)において、V相の指示不良(他のU相・W相に比べ高め指示)が認められたため、当該温度計を点検。	G	
2	1号機	設備パトロールにおいて、所内電源設備6.9kVメタクラH(高圧閉鎖配電盤)の電流計測端子カバー(プラスチック製)に破損が認められたため、当該カバーを交換。	G	
3	1号機	純水補給水系純水移送ポンプ(A)において、軸封のメカニカルシール部より漏えい(鉛筆1本程度)が認められたため、当該ポンプのメカニカルシールを交換。(当該ポンプ停止・待機中)	G	
4	2号機	復水脱塩装置使用済樹脂受タンク出口配管(Aポンプ側)において、詰まりの事象が認められたため、当該配管を点検清掃。	G	
5	3号機	取水設備スクリーン装置のピット清掃作業において、ピットスロープ部で足を滑らせ転倒・負傷したため業務車で病院へ搬送し診察したところ、左足首捻挫と診断。	G	
6	3号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(A)において、軸封グランド部の漏えい量調節のため増し締めを行ったところ、締めしるがないことが認められたため、当該グランドを補修。	G	
7	3号機	中央制御室照明用調光設備において、当該調光設備の電源用交流/直流変換器(2台中1台)が故障し中央制御室内の照明が消灯する事象が認められたため、当該調光装置をバイパス運用とし中央制御室の照明を復旧。	G	